

# 東京都中央区バレーボール連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、東京都中央区バレーボール連盟（以下本連盟という）と称する。

第2条 本連盟は、事務局を中央区築地1丁目1番1号、中央区スポーツ協会内に置く。

第3条 本連盟は、中央区に所在するバレーボールの競技団体を統轄し、団体相互の親睦、技術の向上を図り、バレーボールの競技の普及発展に努め、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会、研修会の開催
- (3) 技術に関する調査、研究
- (4) 審判員及び指導者の養成
- (5) 上部団体及び関連団体が主催、主管する事業への協力
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要と認める事業

## 第2章 組 織

第5条 本連盟は、第3条の趣旨に賛同する中央区所在のバレーボール競技団体をもって組織する。

第6条 本連盟に次の組織を傘下とすることが出来る。

- (1) 一般（高校生を含む）
- (2) レディース（旧家庭婦人部）

### (登 録)

第7条 本連盟に加盟しようとするバレーボール競技団体は、毎年4月末までに次の必要事項を申告し、登録料を添えて申し込むものとする。

- ①参加レギュレーション 一般（男・女）、レディース

②団体名・代表者氏名・連絡担当者氏名等

③構成員・帯同審判員

④その他連盟が必要とする事項

### (専門委員会)

第8条 本連盟に次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会

第9条 専門委員会に関する規定は、理事会の議を経て別に定める。

## 第3章 役員

第10条 本連盟の役員は、登録チーム代表者及び学識経験者並びに第3条の目的に賛同したもので構成する。

第11条 本連盟に次の役員を置くことができる。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
理 事	若干名
会 計	1 名
会計補佐	若干名
会計監事	2 名
運 営 員	若干名

2. 本連盟に次の名誉役員を置くことができる。

名誉会長	1 名
------	-----

顧問 若干名

参与 若干名

#### (役員及び名誉役員の選任)

第12条 会長及び副会長は、理事において推薦し総会の承認を受ける。

第13条 名誉会長・会計は会長が指名し、理事会において推薦する。

第14条 顧問・参与は会長が指名し、理事会において承認する。

第15条 会計監事は、総会において推薦し会長が委嘱する。

第16条 理事は、理事会及び総会において推薦し会長が委嘱する。

第17条 理事長、副理事長は理事の互選により選出する。

#### (役員の仕事)

第18条 会長は、本連盟を統轄し、且つ代表する。

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

第20条 理事長は、理事会を召集し会務を執行する。

第21条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第22条 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を執行する。

第23条 会計は、本連盟の会計を掌る。

第24条 会計補佐は、会計業務の補佐として業務を助成する

第25条 会計監事は、会計事務を監査する。

第26条 運営員は、本連盟の各事業の業務を補佐し、業務執行に努める。

#### (役員の仕事)

第27条 役員の仕事は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

2. 欠員補充による役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

3. 役員は、任期満了になっても後任者が決定するまで、尚その職務を行う。

## 第4章 会 議

## (会 議)

第28条 本連盟に次の会議を置くことができる。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 委員長会
- (4) 専門委員会
- (5) その他必要と認める会議

## (総 会)

第29条 総会は、加盟登録団体の代表者及び役員をもって構成する。

第30条 総会は、原則として年度初めに会長が招集し本連盟の重要事項を審議する。

第31条 総会の議長は、参加者より推薦することができる。但し、推薦者がいない場合は会長が議長となる。

## (理 事 会)

第32条 理事会は、理事長・副理事長・理事をもって構成する。必要に応じて理事長が招集し、本連盟の業務に関する事項を決定する。

## (委員長会)

第33条 委員長会は、理事長・副理事長・各専門委員長をもって構成する。必要に応じて理事長が招集し、専門事項について審議する。

## (専門委員会)

第34条 専門委員会は、必要に応じて各専門委員長が招集し、各専門事項について審議する。

## (決 議)

第35条 会議は、構成定数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の2分の1以上をもって決する。(但し、専門委員会を除く)

## 第5章 会 計

## (収 入)

第36条 本連盟の収入は、次の通りとする。

- (1) 加盟団体登録料
- (2) 競技会参加費
- (3) その他の収入

## (会 計)

第37条 本連盟の収入および支出は、会長が管理し会計が実行にあたる。本連盟の事業遂行に必要な経費は、収入によって支出する。

第38条 本連盟は事業計画に伴う予算案を会計年度毎に編成し、総会に提出する。

第39条 本連盟は会計年度終了後、決算報告を作成し監事による監査を経て総会に提出する。

第40条 本連盟の会計に関する規定については、理事会の議を経て別に定める。

第41条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 規約の変更等

### (改 廃)

第42条 本規約の改廃は、総会において出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

### (付 則)

この規約は、平成30年4月1日から実施する。

令和 元年4月1日改正

令和 7年4月1日改正